

くん液蒸留酢酸（案）

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、食品衛生法に基づく人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（以下「対象外物質」という。）として設定することについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：くん液蒸留酢酸

(2) 分類：農薬

(3) 用途：殺菌剤

酢酸を有効成分とする精製木酢液である。酢酸が酸性環境下で細菌細胞内に浸入し、解離して細胞内のpHを下げ、細菌を致命的に破壊することにより、殺菌効果を示すと考えられている。

なお、国内において、くん液*は食品添加物として既存添加物名簿に記載されている。

*くん液とは、サトウキビ、竹材、トウモロコシ又は木材を燃焼して発生したガス成分を捕集し、又は乾留して得られたものをいう。

(4) その他

今般、対象外物質として設定する「くん液蒸留酢酸」とは、くん液の一種である木酢液を蒸留して得られるものであり、農薬登録申請資料に記載されている、有効成分の酢酸と原体混在物により構成される。

原体混在物に含まれるベンゾ（a）ピレン及び鉛の規格については、JECFAが食品添加物として定めたくん液の規格（ベンゾ（a）ピレン：2 μ g/kg以下、鉛：2 mg/kg以下）と同等の規定がなされており、ホルムアルデヒドについては独自の規格（30 mg/L以下）が規定されている。

食品安全委員会は、「くん液蒸留酢酸」を対象として、原体混在物について規格で規定された範囲内で管理されることを前提として、食品健康影響評価を実施している。

2. 適用の範囲及び使用方法

(1) 国内での使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

① くん液蒸留酢酸液剤

作物名	適用	希釈 倍数	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	酢酸を含む農薬 の総使用回数
稲	もみ枯細菌病 苗立枯細菌病 褐条病 いもち病 ばか苗病	10倍	浸種前	1回	1時間 種子浸漬	1回

3. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会あてに意見を求めたくん液蒸留酢酸に係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

くん液蒸留酢酸の投与によるラットを用いた急性毒性試験における LD₅₀ 値は 2,000 mg/kg 体重超であった。また、生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

くん液蒸留酢酸が農薬として使用された場合、その使用により生ずる作物残留によって、通常の食生活において食品から摂取しているくん液の量を増加させる可能性は低いと考えられる。（農薬の使用に起因する作物残留の摂取量は、くん液を食品添加物として使用した場合の推定摂取量の3.24%であった。）

以上のことから、くん液蒸留酢酸は、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。なお、原体混在物について規格で規定された範囲内で管理されることを前提として、判断したものである。

4. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。

5. 対象外物質としての設定

くん液蒸留酢酸は、農薬として適切に使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられている。

食品安全委員会における評価結果を踏まえ、原体混在物について規格で規定された範囲内で管理されることを前提として、くん液蒸留酢酸を食品衛生法第13条第3項の規定に基づく対象外物質として設定することは妥当である。

なお、今回対象外物質として設定するくん液蒸留酢酸とは、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条に基づき農薬登録申請中のタイコーゼ（製品名）をいう。

(参考)

これまでの経緯

平成30年	6月	4日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（新規：稲）
令和4年	1月	19日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めることに係る食品健康影響評価について要請
令和4年	6月	8日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和4年	7月	28日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

○ 稚山	浩	学校法人星薬科大学薬学部薬品分析化学研究室教授
石井	里枝	埼玉県衛生研究所化学検査室長
井之上	浩一	学校法人立命館立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室教授
大山	和俊	一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長
折戸	謙介	学校法人麻布獣医学園理事（兼）麻布大学獣医学部生理学教授
加藤	くみ子	学校法人北里研究所北里大学薬学部分析化学教室教授
魏	民	公立大学法人大阪大阪公立大学大学院医学研究科 環境リスク評価学准教授
佐藤	洋	国立大学法人岩手大学農学部共同獣医学科比較薬理毒性学研究室教授
佐野	元彦	国立大学法人東京海洋大学学術研究院海洋生物資源学部門教授
須恵	雅之	学校法人東京農業大学応用生物科学部農芸化学科 生物有機化学研究室教授
瀧本	秀美	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所栄養疫学・食育研究部長
中島	美紀	国立大学法人金沢大学ナノ生命科学研究所 薬物代謝安全性学研究室教授
永山	敏廣	学校法人明治薬科大学薬学部特任教授
根本	了	国立医薬品食品衛生研究所食品部主任研究官
野田	隆志	一般社団法人日本植物防疫協会信頼性保証室付技術顧問
二村	睦子	日本生活協同組合連合会常務理事

(○：部会長)